

(設置)

第1条 建築 BIM 環境整備部会 設置要綱(令和元年9月27日施行)第5条第3項の規定に基づき、建築 BIM 環境整備部会に中小型 BIM モデル事業 WG(以下「WG」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 WGは、「BIMを活用した建築生産・維持管理プロセス円滑化モデル事業」の取り組みや成果をふまえ、建築分野における BIM の活用・推進を図るため以下の検討に資する作業・議論等を行うものとする。

- (1) 主に中小事業者において、建築プロジェクトへの BIM の導入や試行的な取り組みを通じて生じる「課題の分析」と、その「課題解決のために実施する対応策」の検討
- (2) 同様に、「BIMの活用効果」の検証と、その効果を増大させる「今後の改善方策」の検討
- (3) 主に中小事業者のための BIM の導入・活用ロードマップの検討
- (4) 中小事業者を中心とした、BIM 普及方策の検討

(組織)

第3条 WGは、別紙に掲げる委員をもって組織する。

- 2 委員の任期は、委嘱の日から、令和5年3月31日までとする。

(主査)

第4条 WGに主査を1名置き、主査は、小泉 雅生 東京都立大学 都市環境科学研究科教授をもって充てる。

- 2 主査は会務を総理し、WGを代表する。

(WG)

第5条 WGは、主査が招集し、主査が議長となる。

- 2 主査は、その所掌事務を遂行するため必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、意見を聞くことができる。

(議事の公開)

第6条 WGは原則として公開とする。

(事務局)

第7条 WGの事務局は、国土交通省大臣官房官庁営繕部整備課、国土交通省不動産・建設経済局建設業課、国土交通省住宅局建築指導課に置く。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、WGの運営に関し必要な事項は、主査がWGに諮って定める。

附則 この要綱は、令和3年8月31日から施行する。

中小型 BIM モデル事業 WG 委員名簿

【学識経験者】 ◎：主査

◎小泉 雅生	東京都立大学大学院 都市環境科学研究科	教授
蟹澤 宏剛	芝浦工業大学 建築学部建築学科	教授
志手 一哉	芝浦工業大学 建築学部建築学科	教授
清家 剛	東京大学大学院 新領域創成科学研究科	教授
安田 幸一	東京工業大学 環境・社会理工学院 建築学系	教授

【事務局】

国土交通省 大臣官房官庁営繕部 整備課

国土交通省 不動産・建設経済局 建設業課

国土交通省 住宅局 建築指導課